

「和歌山県学習到達度調査（中学校）」実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

※ この公募型プロポーザルによる契約の締結は、当該契約に係る令和4年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該公募型プロポーザルは無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該公募型プロポーザルを中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

1 概要

(1) 委託業務名

「和歌山県学習到達度調査（中学校）」実施業務

(2) 業務内容

「和歌山県学習到達度調査（中学校）」実施業務委託仕様書のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 委託上限額

金 40,436,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 委託業者の選定

(1) 選定方法

上記委託業務に係る企画提案書の提出とプレゼンテーションによるプロポーザル

(2) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『6 情報処理』の小分類『2 システム開発・改良・運用・保守』又は小分類『6 データ処理』」であること。
また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。
- ③ ②のほか、個人情報保護遵守のため、プライバシーマーク付与事業者又はISMS取得事業者であること。
- ④ 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑤ 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 スケジュール

(1) 質問の受付

質問事項がある場合は、質問票（別添様式4）を下記「8 問い合わせ先」あてに FAX 又はメールで提出すること。

なお、審査内容に関する質問に関しては回答しない。

- ・受付期限

令和4年2月28日（月）17:00 まで

(2) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある事業者は、参加表明書（別添様式1）に必要事項を記入の上、令和4年2月28日（月）17:00 までに、以下にメール送信すること。

メール送信先

和歌山県教育庁学校教育局義務教育課：（班長） 森 mori_h0042@pref.wakayama.lg.jp

（担当） 宮崎 miyazaki_m0019@pref.wakayama.lg.jp

(3) 企画提案書等の提出

- ・提出書類

以下の①は1部、②～⑥は8部（正本1部 副本7部）提出すること。

- ① 誓約書（別添様式2）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 業務の実施体制及び業務完了までのスケジュール（任意様式）
- ④ 実績調書（別添様式3）
- ⑤ 参加者の概要が分かるもの（会社案内等）
- ⑥ 見積書（任意様式） 見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とする。

- ・提出期限

令和4年3月7日（月）17:00 まで

- ・提出方法

直接持参又は郵送等

※直接持参の場合の受付時間は、土日・祝日を除く平日の9時から17時までとする。

※持参以外の場合は上記提出期限内に必着するものとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

4 企画提案に際しての注意事項

(1) 企画提案書はA4判、左綴じ、オールカラーで作成すること。

(2) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・実施要領に違反すると認められる場合

(3) 企画提案書等の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費については、すべて提案者の負担とする。

(4) 提出された書類は、委託先選定及び特定を行う作業に必要な場合において複製を作成することがある。また、和歌山県条例に基づく情報公開請求の対象となる。

(5) 提出書類は返却しない。また、提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 企画提案書作成のための県から受領した資料等は、県の了解なく公表、使用することはできない。

- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事業に係る責任は、全て提案者が負う。

5 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員による組織された審査会において、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査・採点し、審議のうえ契約候補者を選定する。

(2) 審査会

・開催日時

令和4年3月14日（月）（時間については提案者に別途通知します）

・開催場所

和歌山県民文化会館 会議室403

・企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション20分、選定委員からの質疑10分とする。

・出席者

出席者は3名までとする。

・注意事項

提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(3) 決定方法

下記審査項目に基づく審査の結果、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。

なお、最高点の者が複数の場合は、審査会において合議により決定する。

また、審査結果は選定後、速やかに参加者に文書で通知する。

※プロポーザル参加事業者が1者の場合、企画提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加者を契約候補者として選定する。

(4) 審査項目及び評価内容

| 審査項目 | 評価内容 |
|-------------|---------------------------|
| 実施体制と業務遂行能力 | 業務遂行に関する体制と能力 |
| 問題作成業務 | 調査問題作成の能力及び創意工夫等 |
| 採点・集計業務 | 採点・集計業務の能力及び提供資料等の創意工夫等 |
| 結果分析業務 | 結果を改善につなげるための分析手法の創意工夫等 |
| セキュリティの安全性 | 機密の保持や個人情報の取り扱いに対する措置の確実性 |
| 費用 | 所要経費の妥当性 |

6 契約

(1) 契約の締結

契約候補者と委託者が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。

なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、

その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で契約を締結するものとする。(仕様確定のための初回の打ち合わせは、令和4年3月22日(火)を予定)

- (2) 提案内容の変更等企画提案書は、提案者の企画力等を判断し、契約候補者を選定するためのものであり、委託内容、経費等については、委託者との協議により修正・変更を行った上で契約する場合がある。

7 その他留意事項

- (1) 委託先として選定した事業者名を公表することがある。
(2) 審査内容は公表しない。また、審査内容及び評価決定についての異議申立ては認めない。
(3) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。
(4) 業務上発生する未確認事項については、県と協議すること。

8 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 南別館7階

和歌山県教育庁学校教育局義務教育課

TEL : 073-441-3689 FAX : 073-424-8877

メール : (班長) 森 mori_h0042@pref.wakayama.lg.jp

(担当) 宮崎 miyazaki_m0019@pref.wakayama.lg.jp